

ハンディターミナルレンタル規約

本規約（以下、「レンタル規約」といいます。）は、株式会社ロジレス（以下、「当社」といいます。）が所有するハンディターミナル（以下、「HT」といいます。）を LOGILESS 利用規約（オペレーター用）（以下、「原規約」といいます。）にて定義するオペレーターに対して賃貸するサービス（以下、「レンタルサービス」といいます。）の利用に関して、オペレーターに同意していただく必要のある事柄を記載していますので、レンタルサービスのご利用の前に必ずお読みください。

第1条（総則・適用範囲）

- 1 レンタル規約は、当社とレンタルサービスの利用を希望するオペレーター（以下、「利用者」といいます。）との間のレンタルサービスの利用に関する一切の関係について適用されます。
- 2 当社は、利用者に対し、別途当社と利用者との間で締結されるレンタルサービス利用契約書（以下、「利用契約書」といいます。注文書もしくは発注書などの差し入れ書面形式、または電子的な合意取得などの手段も含み、当社と利用者との間で物品の賃貸借を合意する内容のものであればこれに限らないものとします。）に記載する HT を賃貸し、利用者は当社に対しレンタル規約および利用契約書に定める料金を支払い、賃借します。（以下、レンタル規約および利用契約書に基づく賃貸借契約を「レンタル契約」といいます）。

第2条（利用申込）

- 1 利用者が HT のレンタル利用を希望する場合は、レンタル料金およびレンタル規約を確認の上、当社所定の手続きによりレンタル数量、希望する利用開始日、HT の納入場所、その他必要事項を記載し利用申込を行います。
- 2 当社にて利用申込の内容および HT の在庫を確認し、当社がレンタル利用申込を承諾する旨を利用者に通知した時点で、レンタル契約が締結されたものとします。

第3条（レンタル期間）

- 1 レンタル契約の期間については、HT が利用者に納入された日（以下、「レンタル開始日」といいます。）を開始日とし、レンタル開始日から6ヶ月間後の日が属する月の末日まで（以下、「最低利用期間」といいます。）とします。最低利用期間終了日の前月の当社の最終営業日までに利用者からレンタル契約の終了する旨の申請が無い場合、レンタル契約は自動的に同条件で更に1ヶ月間継続されるものとし、その後も同様とします。
- 2 利用者は、最低利用期間最終日経過後にレンタル契約の終了を希望する場合は、終了を希望する日の属する月の前月の当社の最終営業日までに、当社所定の手続きで契約終了の申請を行うことによりレンタル契約を終了することができます。
- 3 最低利用期間最終日を経過する前に利用者がレンタル契約の終了を希望する場合は、利用者は当該契約終了希望日の属する月から最低利用期間最終日までの未経過期間分のレンタル料金相当額を当社に対し違約金として支払うこととします。

第4条（レンタル料金）

- 1 利用者は、HT のレンタル料およびその他利用契約書に定める費用を当社が発行する請求書に従い、当社の指定する銀行口座宛に振込にて支払うものとします。なお、支払いに要する費用は利用者の負担とします。
- 2 レンタルサービス利用を開始した月のレンタル料金は、レンタル開始日からの日割り

計算とします。なお、計算方法は原規約の定めに従います。

第5条（HTの貸し出し・返却）

- 1 当社は、利用者との間でレンタル契約の締結が完了次第、利用契約書に定めるレンタル開始日予定日までにレンタルする HT を利用者の指定する場所に納品します。なお、当社の責に帰すべき事由によらずレンタル開始日予定日までに HT を利用者に納品できなくなったことによる利用者の損害に関して当社は責任を負わないものとします。この場合の当社の対応責任は、利用者との協議のうえレンタル開始日予定日を変更することに限られます。
- 2 レンタルを開始する際の利用者指定場所（日本国内のみ）への HT の納品に要する運送費等の費用は当社が負担します。ただし、当社から発送した HT が利用者の責に帰すべき事由により利用者指定場所に納品されず当社に返送された場合、利用者は再度利用者指定場所に HT を納品するための対応手数料として 1 回 5,000 円（税別）を当社に支払うこととします。
- 3 利用者は、善良な管理者の注意をもって HT を使用および保管することとします。
- 4 利用者による HT の使用および保管に要する消耗品、電気代または通信費等の諸費用は、利用者の負担とします。
- 5 利用者は HT の使用にあたり当社の定めるマニュアル（利用者に交付する説明書、当社 WEB サイトのヘルプページに掲載する内容、その他 HT の利用に関して当社から利用者に提供する全ての情報を含む）に従うこととし、原規約で定義する当社サービス以外に HT を使用することは認められていません。
- 6 レンタル契約を終了する場合、利用者はレンタル契約終了日までに当社が指定する場所に当社の指定する方法で HT を返送することとします。なお、返送された HT が当社に到着し、HT の破損・毀損・故障・不具合が無いことが当社で確認できた時点で返却完了とします。返却に要する運送費等の費用は、利用者が負担することとします。
- 7 利用者の責に帰すべき事由により前項に定める返却期限を超過した場合、利用者は当社への返却完了まで 1 日当たり 5,000 円（税別）を延滞料金として当社に対して支払うこととします。

第6条（保証・納品物の確認）

- 1 当社は利用者に対し、HT がその機種の有する正常な性能を納品時において備えていることのみを保証し、当社サービス以外に使用した場合の適合性については保証いたしません。
- 2 当社がレンタルする HT は新品を保証するものではなく、過去に他の利用者にレンタルしていた HT の再レンタル品となる場合もあります。
- 3 利用者は、HT の納品後速やかにレンタル数量、機種および機器の動作状況を確認し、数量の過不足、機種の相違または動作の不具合があった場合は、納品日より 5 日以内に当社に対し書面もしくは当社の定める電子的方法にて連絡ください。この連絡が無かった場合には、納品した HT は正常な性能を備えた状態で契約通りの個数・機種が引き渡されたものとします。
- 4 当社は、利用者から前項の通知を受けた場合、当該通知内容を確認の上、当社の判断により、不足分の追送、過剰分の返却、代替品との交換または修理を行います。

第7条（レンタル期間中の不具合対応）

- 1 利用者の責に帰すべき事由によらず生じた HT の不具合により、HT が正常に作動しない場合は、当社の判断により代替品と交換または修理をします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由により HT に破損、故障もしくは不具合が生じ、HT が正

常に作動しなくなった場合は、当該 HT の修理費用、または修理不能の場合は同等機種の再調達費用を利用者が負担するものとします。

- 3 第 1 項または第 2 項の事象が生じた場合、利用者は速やかに当社に連絡することとします。これにより、当社が代替品との交換又は修理が必要と判断した場合、利用者は、当社の指定する場所に当社の指定する方法で HT を返却することとします。

第 8 条（無断譲渡等の禁止）

- 1 利用者は、当社から事前に書面もしくは当社所定の電子的方法による承認を得ることなく、HT を第三者に譲渡、貸与、使用許諾、占有移転または担保提供をしてはなりません。
- 2 利用者は、HT を分解、改造、リバースエンジニアリング等を行ってはなりません。
- 3 利用者は HT を納品場所以外に移動させる場合は、新たな使用場所を速やかに当社に報告するものとします。
- 4 利用者は、HT に添付もしくは貼付されている、当社に所有権が存する旨もしくは当社からのレンタル品である旨を明示する標識・標示等を除去または汚損してはなりません。また、当社からの要求または書面による許可が無い限り、HT にそれ以外の標識・標示を添付もしくは貼付してはなりません。
- 5 当社もしくは当社の指定した者が、HT の稼働および保管状況の点検や調査、または利用者の報告を求めた場合、利用者は誠意をもって求めに応じることとします。
- 6 利用者が当社に無断で HT を第三者に譲渡、貸与、使用許諾または担保提供したことにより、当社が損害を被った場合は、利用者が当社に対しその損害を賠償するものとします。

第 9 条（HT の盗難・紛失）

- 1 利用者の過失の有無にかかわらず、HT の利用者への納品から当社への返却完了までの間に、HT の盗難または紛失が生じた場合、利用者は当社に対し直ちにその旨を通知し、当社の指示に従わなければなりません。
- 2 前項の場合、利用者は、当該 HT と同等機種の再調達費用を負担するものとし、当社が定める期限・方法で当社に当該費用を支払わなければなりません。
- 3 第 3 条第 2 項または本条第 1 項の事由が発生した場合、利用者による HT の利用可否にかかわらず、利用者はレンタル期間中のレンタル料金の支払義務を免れません。

第 10 条（当社からの契約解除）

- 1 利用者が以下各号のいずれかに該当した場合、当社は事前に利用者には通知または催告することなく直ちにレンタル契約を解除することができます。また、利用者は、以下各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を失い、レンタル料等の当社に対する一切の支払債務を直ちに履行し、レンタル中の HT を直ちに当社に返却しなければなりません。
 - (1) 利用者が原規約に基づきオペレーターアカウントもしくはマーチャントアカウントの利用停止またはアカウント削除の措置を受けた場合、あるいは当社によりサービス利用契約を解約された場合
 - (2) 利用者がレンタル料金または当社サービスの利用料金等の当社に対する支払を 1 ヶ月以上延滞した場合
 - (3) 利用者が支払停止もしくは支払不能となり、または利用者に破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (4) 利用者の財産に関し差押、仮差押、仮処分、強制執行、または競売の申立てがあっ

た場合

- (5) 利用者が事業廃止、解散の決議をしたとき、または官公庁から業務停止、そのほか業務継続不能の処分を受けた場合
 - (6) 利用者の経営が相当悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由がある場合
 - (7) 利用者が、当社や当社サービスの他の利用者や、第三者に損害を生じさせる恐れがある状態で、レンタルサービスを利用しようとした場合
 - (8) 利用者自身、または利用者の役員もしくは利用者の経営に実質的に関与している者が原規約で定義する反社会的勢力等であることが判明した場合
- 2 当社が当社サービスの提供を終了する場合、当社は当社サービスの終了日をもってレンタル契約を解除することができます。
 - 3 利用者は、第1項または第2項によるレンタル契約の終了により自らに損害が生じたとしても、当社にその損害の賠償を求めることはできません。

第11条（権利維持等の費用）

利用者による HT の使用に関し、利用者の責に帰すべき事由により生じた第三者による異議もしくは苦情の申立て、あるいは HT に関する当社の権利の侵害もしくは毀損に対して、当社が、当該第三者に対応するため、または HT に関する当社の権利を維持もしくは回復するために当社に必要な措置をとった場合、利用者は、当社がそれらの対応に要した費用（HT の回収費用、弁護士報酬を含むがこの限りではない）を当社に対して賠償するものとします。

第12条（適用）

- 1 本規約は原規約に定める個別規定に該当し、レンタルサービスおよびレンタル契約に関しては原規約の該当する条文が適用されます。
- 2 本規約にて特段の定めのない限り、原規約にて定義された用語は本規約においても同様の定義で適用されます。

【2022年12月1日制定】